

令和5年度奨学金の返還者に関する属性調査結果【概要】

I 調査目的等

1 目的

奨学金返還者の状況を把握し、奨学金回収方策の検討のための基礎資料を得る。

2 調査対象

- (1) 令和5年12月末において、奨学金返還を3か月以上延滞している者（以下「延滞者」という。）から無作為抽出した16,000人。
- (2) 令和5年12月末において、奨学金返還を延滞していない者（以下「無延滞者」という。）から無作為抽出した10,000人。

3 調査方法

質問を記入した調査票を送付し、返信用封筒により返送を依頼した。

4 調査時期

令和6年2月

5 回答受入状況

| | 抽出人数 | 回答人数 | 回答率 | 参考母数（令和5年度末） |
|------|----------|---------|-------|--------------|
| 延滞者 | 16,000 人 | 1,473 人 | 9.2% | 133 千人 |
| 無延滞者 | 10,000 人 | 1,414 人 | 14.1% | 4,515 千人 |

※ 回答人数には無回答・不明回答を含まない。

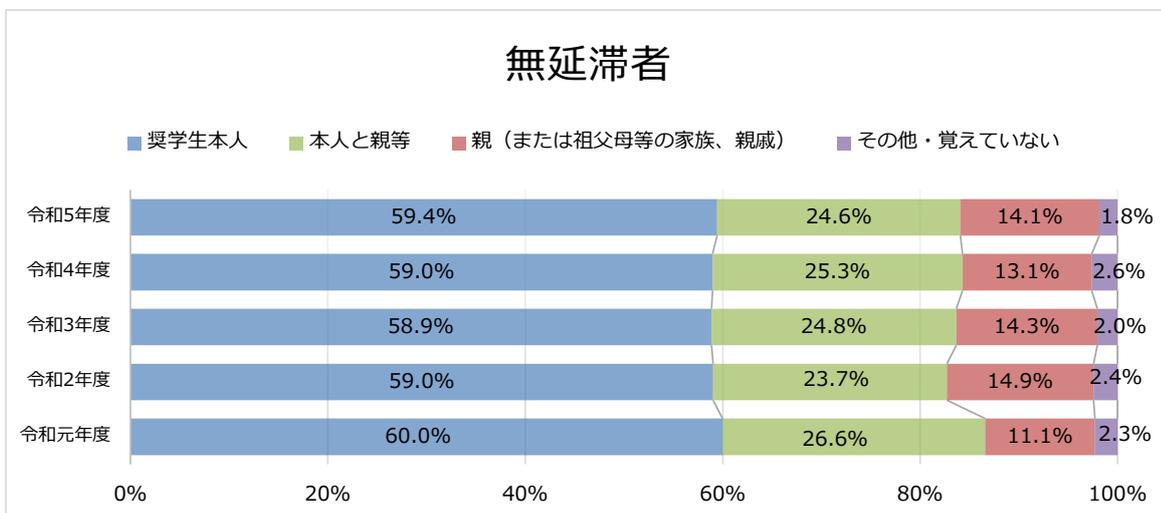
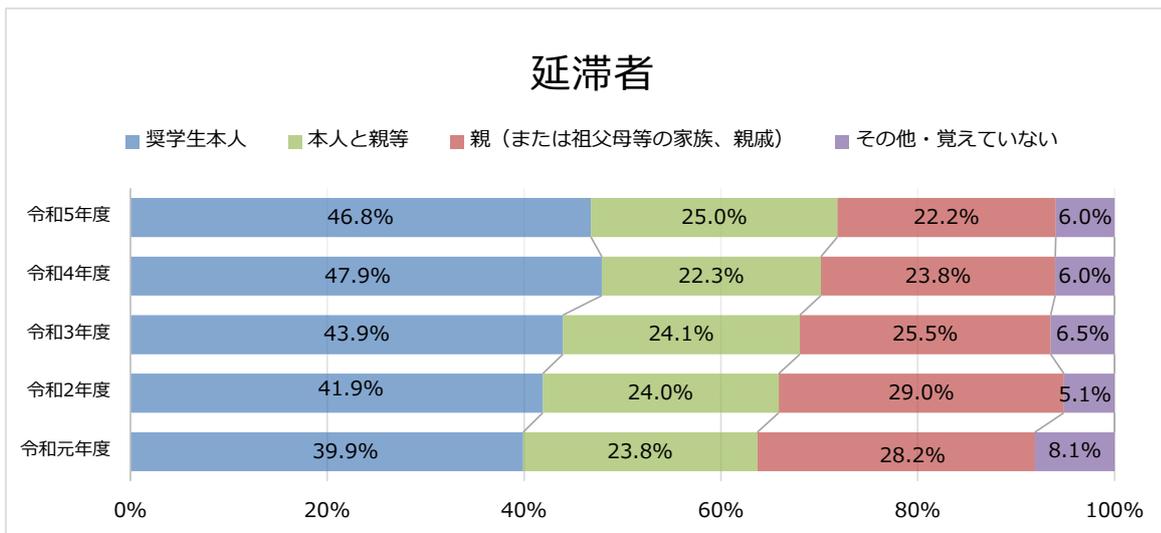
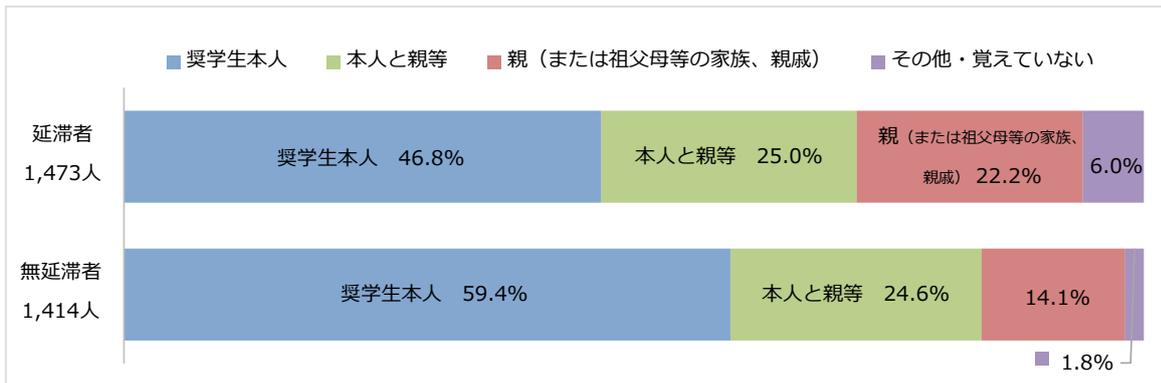
Ⅱ. 結果の概要

1 在学中の手続き等に関すること

(1)奨学金申請時に申込手続き（書類作成や入力作業）を行った者（択一）

奨学金申請時の申込手続きを「奨学生本人」が行った比率は、無延滞者では59.4%であるのに対し延滞者では46.8%と低い。また、「奨学生本人」と「本人と親等」を合わせてみても、無延滞者では84.0%であるのに対し、延滞者では71.8%しか申請時の申込手続きに奨学生本人が関わっていない。延滞者は無延滞者に比べて、親等が申請時の申込手続きを行った比率が高い。

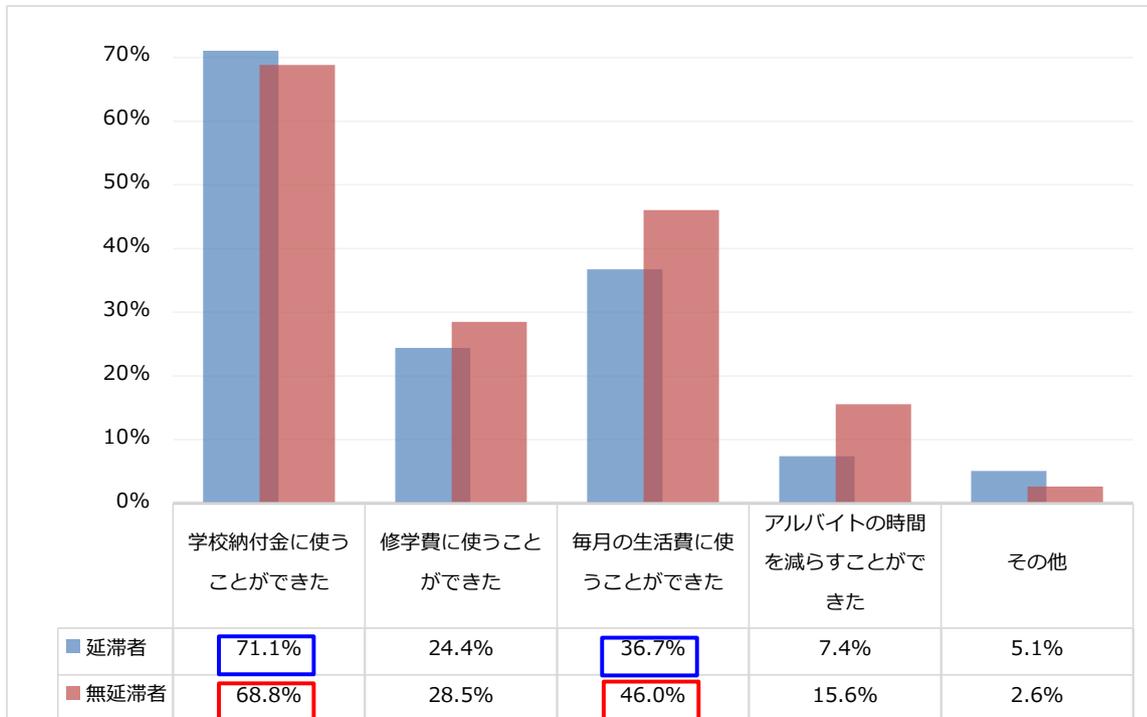
図1-1 奨学金申請時の申込手続きを行った者（択一）



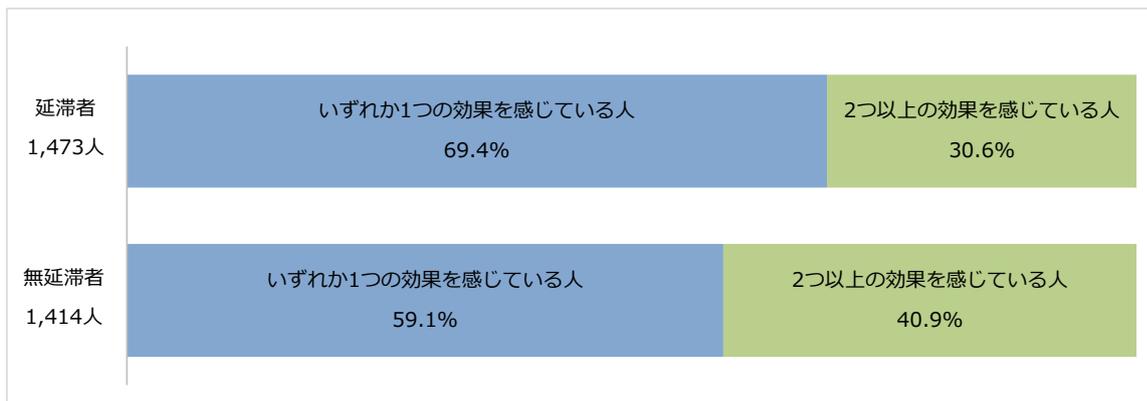
(2)奨学金はどのように役に立ったか（複数回答）

奨学金がどのように役に立ったかについて、延滞者、無延滞者ともに「授業料等の学校納付金に使うことができた」が最も多い。また、延滞者、無延滞者ともに、「毎月の生活費に使うことができた」が2番目に多い。
 ※比率は回答者数に対する比率。複数回答のため、合計は100%を超える。

図1-2 奨学金がどのように役に立ったか（あてはまるものを全て選択）



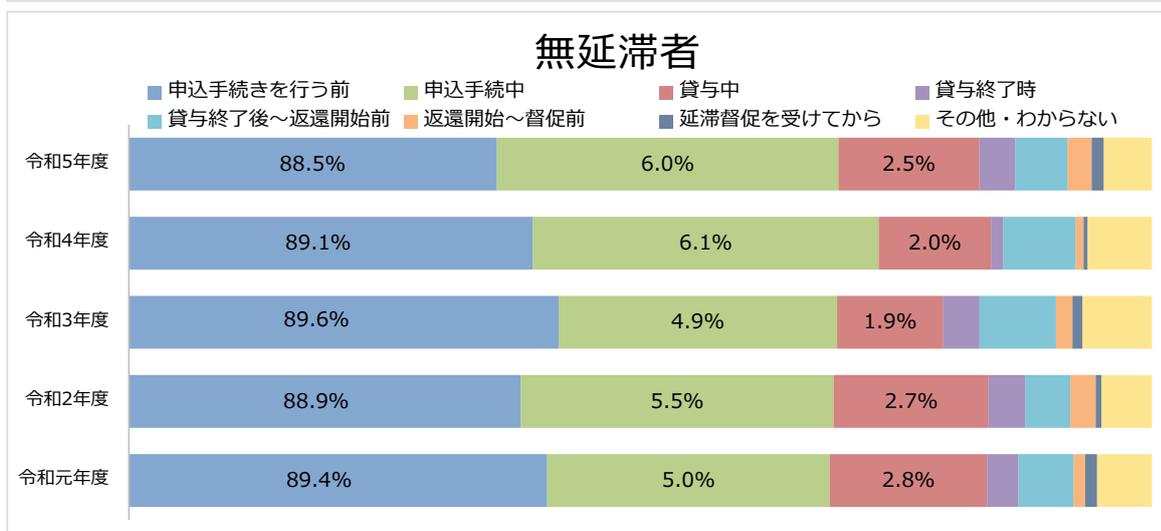
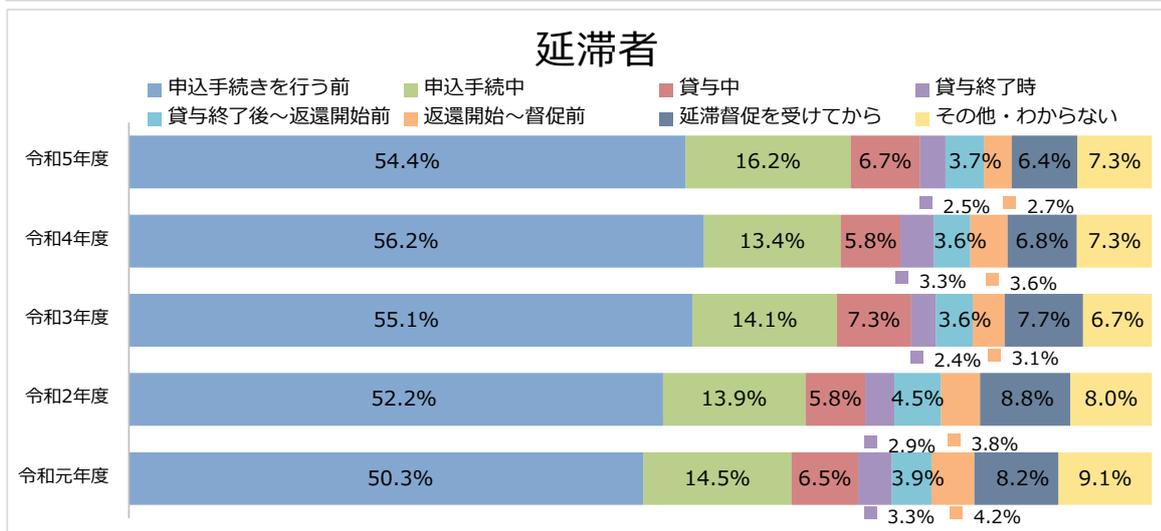
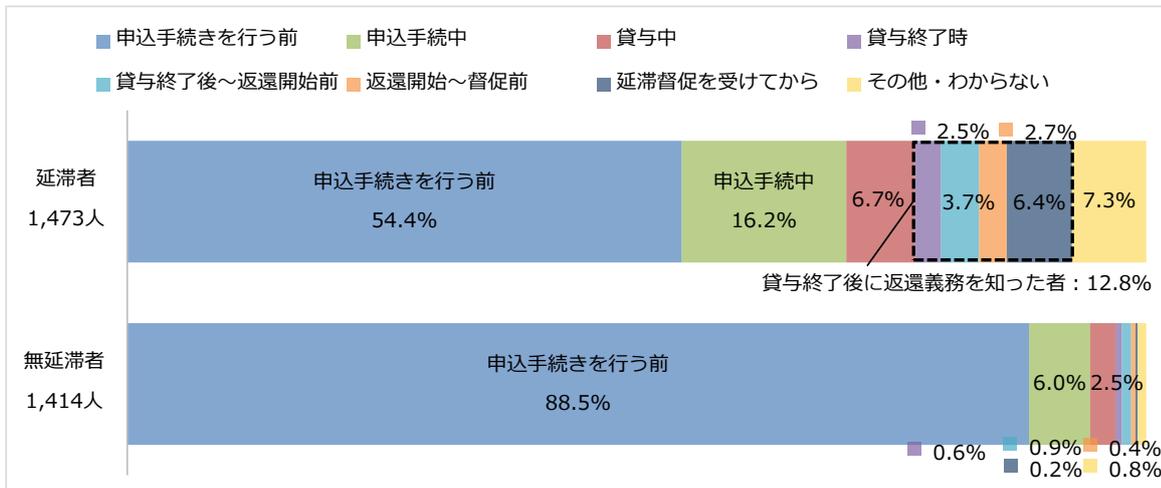
回答者のうち、2つ以上の効果を感じている者は、延滞者では30.6%、無延滞者では40.9%である。



(3)返還義務を知った時期（択一）

返還義務を知った時期は、無延滞者は「申込手続きを行う前」が88.5%であるのに対し、延滞者では54.4%にとどまり、申込手続きまでの認識が十分でないことがうかがえる。また、延滞者では、貸与終了後に返還義務を知った者の合計は12.8%で、そのうち約半数の6.4%は「延滞督促を受けてから」知ったと回答している。

図1-3 返還義務を知った時期（択一）

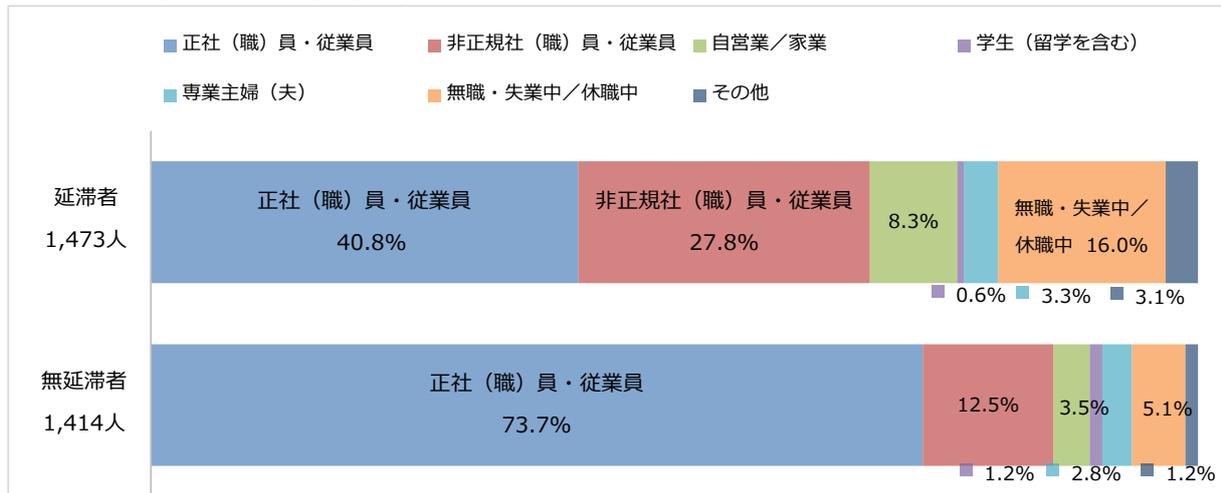


2 奨学生の職業・年収

(1) 奨学生本人の職業（択一）

奨学生本人の職業は、延滞者では「正社（職）員・従業員」40.8%、「非正規社（職）員・従業員」27.8%、「無職・失業中／休職中」16.0%であるのに対し、無延滞者では「正社（職）員・従業員」73.7%、「非正規社（職）員・従業員」12.5%、「無職・失業中／休職中」5.1%で、無延滞者の方が延滞者より安定した就業状況にあるといえる。

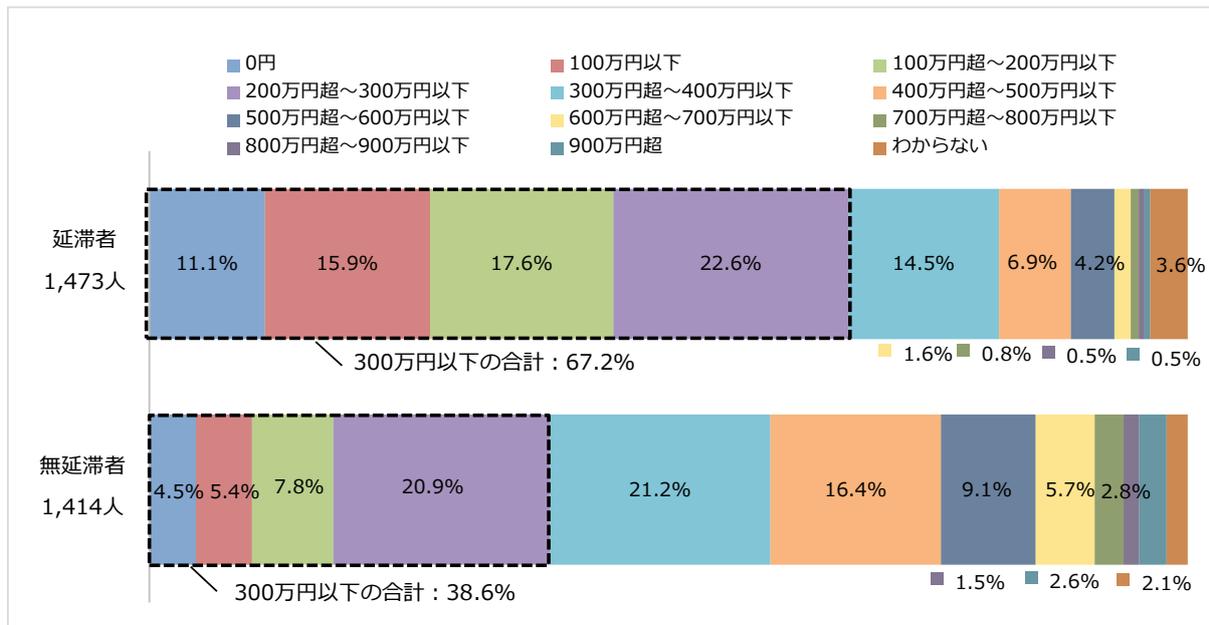
図2-1 奨学生本人の職業（択一）



(2) 奨学生本人の年収（択一）

奨学生本人の年収について、「300万円以下」の比率は、延滞者では合計67.2%であるのに対し、無延滞者では合計38.6%と大きな差がみられる。

図2-2 奨学生本人の年収（択一）



3 延滞の状況

(1)延滞している理由（複数回答）

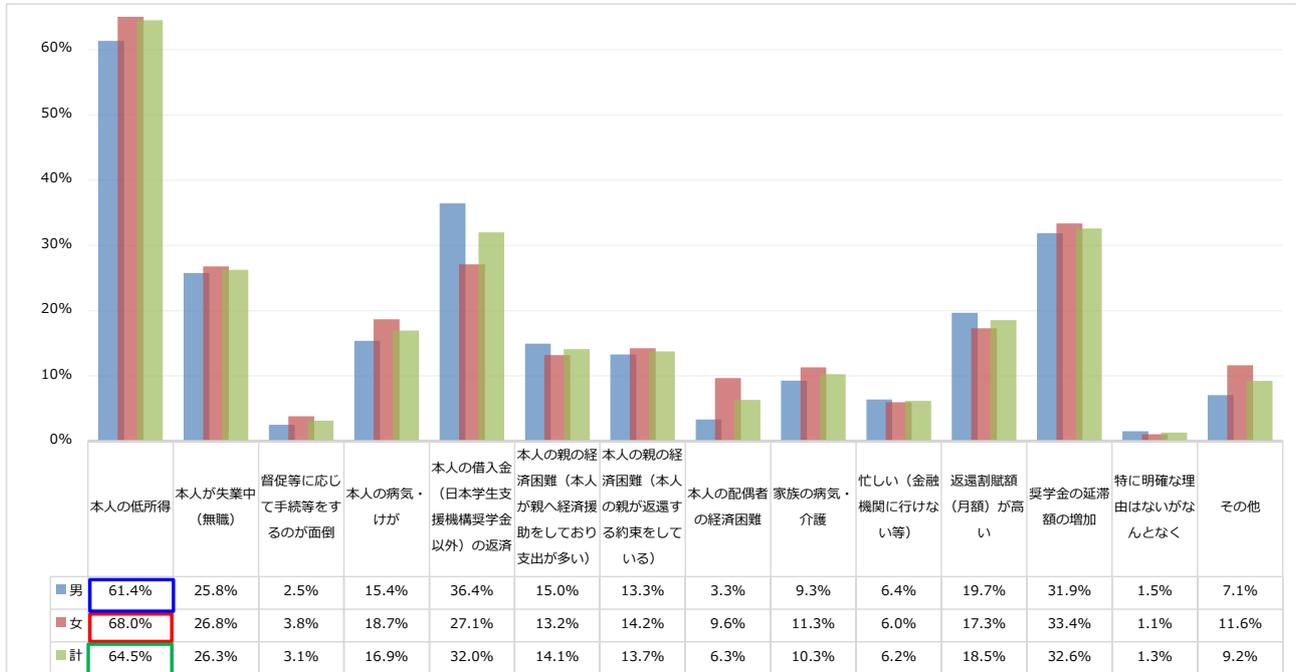
調査時点で延滞中の者に、延滞している理由を質問した。

延滞している理由は、「本人の低所得」が64.5%で最も高く、次いで「奨学金の延滞額の増加」が32.6%である。

男女別でみると、男性は女性に比べて「本人の借入金（日本学生支援機構奨学金以外）の返済」の比率が高い。

また、「奨学金の延滞額の増加」は男女ほぼ同率となっている。

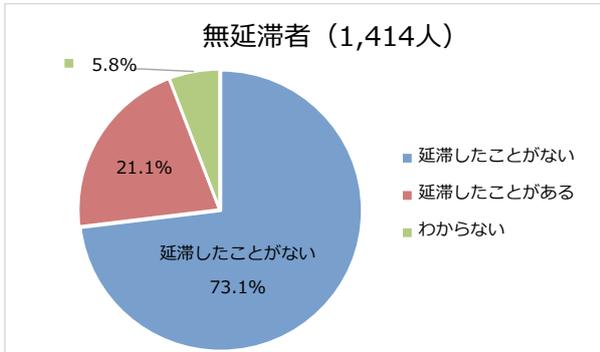
図3-1 延滞している理由（あてはまるものを全て選択）



(2)延滞経験の有無 ※無延滞者のみ

調査時点で無延滞の者に、これまでに延滞したことがあるかを質問した。
「延滞したことがある」者は21.1%である。

図3-2 延滞経験の有無（択一）

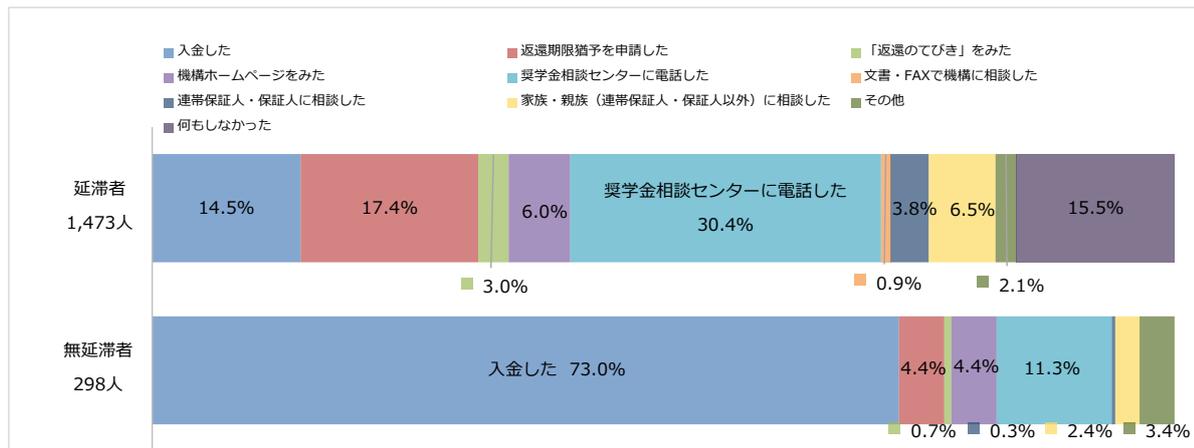


(3)延滞をしたときに最初にしたこと（択一）

調査時点で延滞中の者および無延滞者で「延滞したことがある」と回答した者に、延滞したときに最初に行ったことを質問した。

無延滞者は「入金した」が73.0%で最も高いのに対し、延滞者は「奨学金相談センターに電話した」が30.4%で最も高い。

図3-3 延滞をしたときに最初にしたこと（択一）

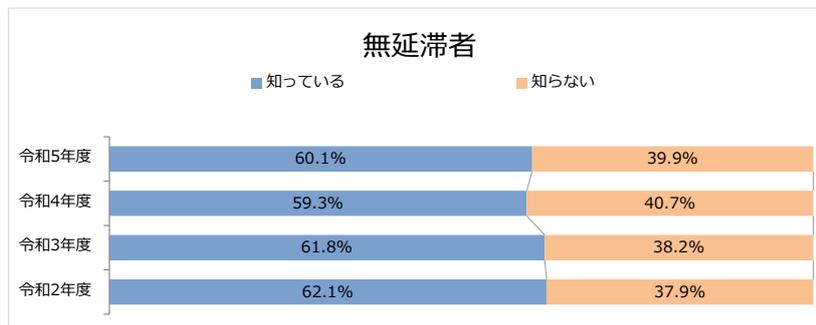
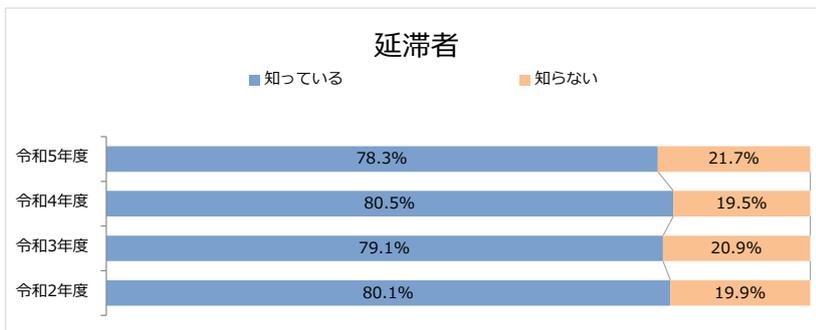
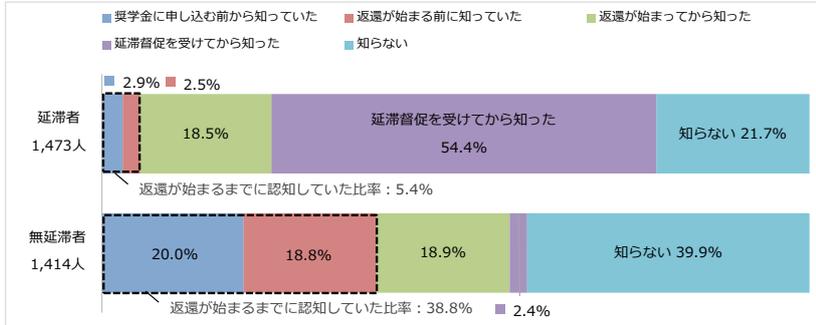


4 返還期限猶予制度・減額返還制度について

(1)延滞期限猶予制度の認知状況（択一）

返還期限猶予制度の認知率は、延滞者で78.3%、無延滞者で60.1%である。ただし、返還が始まる前までに認知していた比率は、無延滞者では合計で38.8%であるのに対し、延滞者では5.4%と大きな差がみられる。また、延滞者では「延滞督促を受けてから知った」比率が54.4%と、無延滞者に比べて高い。

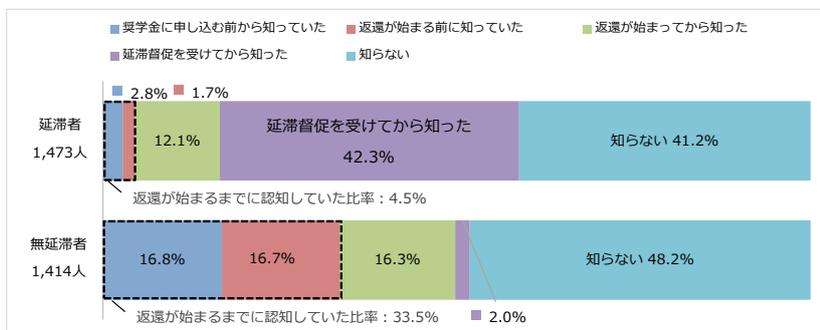
図4-1 返還期間猶予制度の認知状況（択一）



(2)減額返還制度の認知状況（択一）

減額返還制度の認知率は、延滞者で58.8%、無延滞者で51.8%である。ただし、返還が始まる前までに認知していた比率は、無延滞者では合計で33.5%であるのに対し、延滞者では4.5%と大きな差がみられる。また、延滞者では「延滞督促を受けてから知った」比率が42.3%と無延滞者に比べて高い。

図4-2 減額返還制度の認知状況（択一）



(3)減額返還制度を何で知ったか（複数回答）

減額返還制度を知っている者（「奨学金に申し込み前から知っていた」+「返還が始まる前までは知っていた」+「返還が始まってから知った」+「延滞督促を受けてから知った」）に、減額返還制度を何で知ったかを質問した。

延滞者は「機構からの通知」、「奨学金相談センター」で減額返還制度を知った比率がそれぞれ46.5%、25.2%で高く、無延滞者は「返還のてびき」、「奨学金申請時・採用時の資料」、「機構ホームページ」で減額返還制度を知った比率がそれぞれ45.0%、41.3%、23.8%で高い。

図4-3 減額返還制度をなにで知ったか（あてはまるものを全て選択）

